

浜松市規則第 27 号

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和 3 年浜松市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p style="text-align: center;">(学校給食費の額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 <u>令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの</u>学校給食費の額は、別表第 2 の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">学校給食費の額 (1人1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>幼児と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>314</u></td> </tr> <tr> <td>児童</td> <td style="text-align: center;"><u>299</u></td> </tr> <tr> <td>児童と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>341</u></td> </tr> <tr> <td>生徒</td> <td style="text-align: center;"><u>364</u></td> </tr> <tr> <td>生徒と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>417</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30px;"></th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">幼稚園</td> <td>浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立雄踏幼稚園、浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、浜松市立熊幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立犬居幼稚園、浜松市立気田幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立西気賀幼稚園、浜松市立伊目幼稚園、浜松市立中川幼稚園、浜松市立中央幼稚園、浜松市立高台幼稚園、浜松市立引佐幼稚</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食費の額 (1人1日につき)	(略)		幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>314</u>	児童	<u>299</u>	児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>341</u>	生徒	<u>364</u>	生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>417</u>		学校名	幼稚園	浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立雄踏幼稚園、浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、浜松市立熊幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立犬居幼稚園、浜松市立気田幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立西気賀幼稚園、浜松市立伊目幼稚園、浜松市立中川幼稚園、浜松市立中央幼稚園、浜松市立高台幼稚園、浜松市立引佐幼稚	<p style="text-align: center;">(学校給食費の額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学校給食を受け</u> <u>る幼児、児童又は生徒について食材に関して</u> <u>特別の配慮が必要であると認められる場合</u> <u>その他市長が特別の事情があると認める場</u> <u>合における学校給食費の額は、市長が別に定</u> <u>める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 <u>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの</u>学校給食費の額は、別表第 2 の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">学校給食費の額 (1人1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>幼児と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>337</u></td> </tr> <tr> <td>児童</td> <td style="text-align: center;"><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>児童と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>389</u></td> </tr> <tr> <td>生徒</td> <td style="text-align: center;"><u>346</u></td> </tr> <tr> <td>生徒と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td style="text-align: center;"><u>481</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30px;"></th> <th style="text-align: center;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">幼稚園</td> <td>浜松市立雄踏幼稚園、浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、浜松市立熊幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立犬居幼稚園、浜松市立気田幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立西気賀幼稚園、浜松市立伊目幼稚園、浜松市立中川幼稚園、浜松市立中央幼稚園、浜松市立高台幼稚園、浜松市立引佐幼稚</td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食費の額 (1人1日につき)	(略)		幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>337</u>	児童	<u>0</u>	児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>389</u>	生徒	<u>346</u>	生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>481</u>		学校名	幼稚園	浜松市立雄踏幼稚園、浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、浜松市立熊幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立犬居幼稚園、浜松市立気田幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立西気賀幼稚園、浜松市立伊目幼稚園、浜松市立中川幼稚園、浜松市立中央幼稚園、浜松市立高台幼稚園、浜松市立引佐幼稚
区分	学校給食費の額 (1人1日につき)																																				
(略)																																					
幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>314</u>																																				
児童	<u>299</u>																																				
児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>341</u>																																				
生徒	<u>364</u>																																				
生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>417</u>																																				
	学校名																																				
幼稚園	浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立雄踏幼稚園、浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、浜松市立熊幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立犬居幼稚園、浜松市立気田幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立西気賀幼稚園、浜松市立伊目幼稚園、浜松市立中川幼稚園、浜松市立中央幼稚園、浜松市立高台幼稚園、浜松市立引佐幼稚																																				
区分	学校給食費の額 (1人1日につき)																																				
(略)																																					
幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>337</u>																																				
児童	<u>0</u>																																				
児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>389</u>																																				
生徒	<u>346</u>																																				
生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>481</u>																																				
	学校名																																				
幼稚園	浜松市立雄踏幼稚園、浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、浜松市立熊幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立犬居幼稚園、浜松市立気田幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立西気賀幼稚園、浜松市立伊目幼稚園、浜松市立中川幼稚園、浜松市立中央幼稚園、浜松市立高台幼稚園、浜松市立引佐幼稚																																				

園、浜松市立金指幼稚園、浜松市立奥山幼稚園、浜松市立伊平幼稚園、浜松市立引佐北部みさと幼稚園、浜松市立尾奈幼稚園、浜松市立大崎幼稚園、浜松市立平山幼稚園	園、浜松市立奥山幼稚園、浜松市立伊平幼稚園、浜松市立引佐北部みさと幼稚園、浜松市立尾奈幼稚園、浜松市立大崎幼稚園、浜松市立平山幼稚園																
(略)	(略)																
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校給食費の額 (1人1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児及び幼児と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td>円 <u>275</u></td> </tr> <tr> <td>児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>299</u></td> </tr> <tr> <td>生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>364</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食費の額 (1人1日につき)	幼児及び幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	円 <u>275</u>	児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>299</u>	生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>364</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学校給食費の額 (1人1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児及び幼児と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td>円 <u>337</u></td> </tr> <tr> <td>児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>389</u></td> </tr> <tr> <td>生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>481</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	学校給食費の額 (1人1日につき)	幼児及び幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	円 <u>337</u>	児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>389</u>	生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>481</u>
区分	学校給食費の額 (1人1日につき)																
幼児及び幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	円 <u>275</u>																
児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>299</u>																
生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>364</u>																
区分	学校給食費の額 (1人1日につき)																
幼児及び幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	円 <u>337</u>																
児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>389</u>																
生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>481</u>																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、学校給食費の額を改定し、及び学校給食費の額の特例期間を延長するとともに、舞阪幼稚園の廃園に伴う所要の整備を行うものです。